

2021年度(2022年度向け) 調整力公募 意見募集に対する回答一覧

東北電力ネットワーク株式会社

番号	調整力公募	要綱・契約書	該当箇所	ご意見・お問合せ	回答
1	電源Ⅰ'	要綱	1	(原案) 主に10年に1回程度の猛暑・厳寒時等需給ひっ迫時(当社以外の一般送配電事業者の供給区域における需給ひっ迫時も含みます。)… (提案) 以下の事象発生時に… 1. 電力使用率〇〇%以上 2. 台風一過等による前日との気温差が〇度以上の上昇 3. 他 【理由】 実情と全くあっていない。他管区では毎年発動もあり、10年に1度という言葉は意味をなしていない。 また需要家からも具体的な説明を求められている。	電源Ⅰ'の主な確保目的は「調整力及び需給バランス評価等に関する委員会(広域機関)」にて整理されており、募集要綱の記載内容は、当該整理内容に沿ったものであると認識しております。 なお、2022年度以降は広域予備率にもとづき発動判断されることとなるため、それに関する説明資料(広域予備率に基づく電源Ⅰ'発動について)を作成し、当社ホームページにて公表することといたしました。
2	電源Ⅰ'	要綱	3.(3)	(原案) 10年に1回程度の猛暑時等需給ひっ迫時の対応のため確保いたしますが、そういった状況が発生していない場合でも、運用の中で需給バランス調整(当社エリア以外を含む)等に活用します。 (提案) より詳細な発動起因の事象についての記載が望ましい 【理由】上記1項と同理由	ただし、具体的な運用方法(部分発動に関する詳細等)は「調整力及び需給バランス評価等に関する委員会(広域機関)」にて継続検討中のため、確定次第、説明資料へその内容を反映することといたします。
3	電源Ⅰ'	要綱	3.(9)	(原案) 今後の広域機関等の検討結果を踏まえ、電力量不足に起因する需給ひっ迫への対応としての調整力供出等について、協議させていただくことがあります。 (提案) 新たな商品を設定せず、電源Ⅰ'の枠組みのなかで長時間の供出を依頼する可能性があるということでしょうか？ その場合の従量料金(V2単価)についてはどのような扱いになりますでしょうか。 【理由】 事前に入札価格へ織り込む必要がある為。	電源Ⅰ'契約者さまと長時間の供出にご対応いただけるか協議させていただく場合があります。なお、第61回制度設計専門会合にて、従量料金単価は「需給ひっ迫時のインバランス料金単価とすることも考えられる」と整理されております。
4	電源Ⅰ'	要綱	4.(3)	(原案) 当社の求めに応じて契約電源等の発電計画値や発電可能電力、発電可能電力量、その他運用制約等を提出していただけます。(負荷設備を活用して調整力の提供を行う場合は、供給地点ごとの需要抑制計画値等を求めることがあります。) (提案) 追記: 発動対応の期間・準備に支障がない時期に 提出していただけます。 【理由】 突然の対応には無理があり、そのあたりは考慮していただけたらと思うものの、一言あったほうが望ましいため	運用制約等の情報はできる限り早く提供いただきたいと存じますが、そのほか特に理由があって当社が求める可能性を排除するものではございませんので、原案のとおりといたします。
5	電源Ⅰ'	要綱	4.(3)	(原案) 同一の電源等をもって電源Ⅱ周波数調整契約、電源Ⅱ需給バランス調整力契約を締結する場合は、上限回数を設定することはできません。 (提案) 需要家の判断のために発動の回数の上限ないしはせめて目安は指標として提示すべきと考えます。	電源Ⅱ周波数調整契約、電源Ⅱ需給バランス調整力契約を締結する場合においても、電源等の状況・都合により、提供期間内の調整実施回数に上限を設けることを希望される電源等については、応札時に申し出ていただくものとさせていただきます。 ただし、当該発動可能回数は12回以上で設定いただけます。
6	電源Ⅰ'	要綱	4.(3)	(原案) 1日に複数回の指令を行う場合があります。 (提案) 入札時点で同日中の複数回発動、連日の発動に対応可能である応札事業に非価格要素評価点をつけていただけないか？ また発動理由も明示していただけないか？ 【理由】 同日中の複数回発動および連日の発動に対応できるDRは限られているため。より多くの需要家の賛同を得るためには、理由の開示が必要となるため	連日の発動は電源Ⅰ'公募への参加に必要な満たすべき要件の一つとして求めているものです。また、1日複数回の発動については、応諾いただける範囲で応じていただくことと整理しておりますので、非価格要素点は加算いたしません。 発動理由に関する事項につきましては、2022年度以降、広域予備率にもとづき発動判断されることとなり、それに関する説明資料(広域予備率に基づく電源Ⅰ'発動について)を当社ホームページにて公表することといたしました。当該説明資料をご確認ください。
7	電源Ⅰ'	要綱	4.(4)	(原案) 公募・落札候補者選定の公平を期し、適切な価格の調整力を調達する観点から、上限価格ならびにその算定方法については、公表しないこととしております。 (提案) 旧一般電気事業者と、それ以外の参加者で上限価格への知見に非対称性があることが疑われる(発電と送電分離後も分離前時代の知見の蓄積が発電、販売部門にあることは容易に推察できる)。したがって、公平性及び適切な価格形成のために公表すべきと考えるため。	適切な価格規律維持のため上限価格を設定させていただいております。 なお、公平透明な競争を実現するため、公表は差し控えていただきます。

2021年度(2022年度向け) 調整力公募 意見募集に対する回答一覧

東北電力ネットワーク株式会社

番号	調整力公募	要綱・契約書	該当箇所	ご意見・お問合せ	回答
8	電源 I'	要綱	6.(2).b.	(原案) 6. 評価の方法および落札者の決定 b. [ステップ2]非価格要素評価点の算定 ーただし、当社が属地 TSO とならない場合、連系線の設定変更等が必要となり、結果として調整までが1時間未満とならないことから加点評価は行いません。 (提案) 当社が属地 TSO とならない場合でも、非価格要素評価点の対象とするようご検討いただきたい。 【理由】 広域調達が発効とならず、将来の容量市場における発動指令電源との整合性も低くなってしまいます	「指令から調整までが1時間未満」については、需給運用の柔軟性の観点から加点するものです。一方、他エリアの電源等は、連系線の設定変更等のため、これを満たせないことから、加点評価を行わないのもので、ご理解いただきますよう、お願いいたします。
9	電源 I'	要綱	7. (5)	(原案) 電源 I' 厳気象対応調整力契約における契約電源等のうち、電源 I' 厳気象対応調整力契約電力分については、提供期間(9時~20時)において、当社の指令に従った運転および待機が必要であるため、当社の承諾を得た場合を除き、当社への電源? 厳気象対応調整力提供の目的以外に活用しないことといたします。ただし、容量市場にて落札された発動指令電源の実効性テストとして、契約電源等の全部または一部を活用する場合は除きます。 (提案) 発動指令電源と電源 I' における契約設備が完全に一致している場合、実行性テスト実施時指令値はゼロとなる、という理解で正しいか?	ご認識のとおりです。
10	電源 I'	契約書	第7条(8)	(原案) 発動指令電源と電源 I' で重複する契約電源等があるときに、実効性テストと電源 I' の同時指令をする場合、もしくは実効性テスト指令後に電源 I' を指令する場合は、電源 I' の指令は実効性テストと重複しない契約電源等のみに対する指令として扱う。具体的な指令値としては、契約電力を各契約電源等の供出電力の合計値で除し、発動指令電源と重複していない契約電源等の供出電力の合計値で乗じた値(小数点第一位を四捨五入。以下、「実効性テスト控除指令量」という。)を指令することとする。 (提案) 発動指令電源と電源 I' における契約設備が完全に一致している場合、実行性テスト実施時指令値はゼロとなる、という理解で正しいか?	
11	電源 I'	要綱	7. (8)	(原案) 契約電力未達時刻戻料金の算定式 契約電力未達時刻戻料金額 = 30分単位のコマ数(1 コマ) × 未達度合い合計 ÷ (12 回 × 3 時間 × 2 コマ) × 年間基本料金 × 1.5 未達度合い = (電源 I' 厳気象対応調整力契約電力 - 調整電力評価量) ÷ 電源 I' 厳気象対応調整力契約電力 (提案) 容量市場と整合性を取るべく係数を1.1 としていただきたい。	確保容量の考え方等を含め、容量市場と同じ仕組みではなく、調整力の供出の確実性を担保する趣旨からも原案とおりとさせていただきます。
12	電源 I'	要綱	8. (1)	(原案) $Y(\text{発電実績}) - X(\text{発電計画}) < 0$ の場合 差分 × V2 を契約者が当社に支払います。(ただし、当社からの指令が上げ調整の場合については、差分 × インバランス単価(当該時刻における、当社のインバランス単価)を契約者が当社に支払います。) (提案) 不足インバラは需要家所属 BG の小売りに請求とする。 【理由】 電気事業法上、同時同量の義務を負っていないアグリゲーターが下げ調整量時の不足インバランスを負担するということ是不合理ではないか? さらに現状、アグリが TSO から不足インバラが請求される一方、小売りはその不足インバラ分を自社で確保していないにも関わらず需要家に電気代として請求しており、結果としてアグリが不足インバラを需要家に転嫁できないという不可解な状況となっている。また不足インバラを小売りに支払いをお願いしたところ、拒否をされた実績がある。こちらは改善が必須。後述 契約書第16 条(2)も同じ	調整力として指令を行なった場合、その期間は調整力として扱うことが原則であり、すなわち逆応動となった場合でも調整力として精算するのが原則となりますので、この前提にてネガワット調整金等の協議を行なってください。なおアグリゲーションの場合、案件を一体として制御していただく前提のもと、実績とベースラインの差を通算することで案件単位での系統への寄与量(供出量)を算出することから、地点単位で見た逆応動も調整力として評価することが精算実務上も前提となります。
13	電源 I'	契約書	第16条(2)	(原案) (2) 下げ調整電力量料金 (提案) 不足インバラは需要家所属 BG の小売りに請求とする。 【理由】 電気事業法上、同時同量の義務を負っていないアグリゲーターが下げ調整量時の不足インバランスを負担するということ是不合理ではないか? さらに現状、アグリが TSO から不足インバラが請求される一方、小売りはその不足インバラ分を自社で確保していないにも関わらず需要家に電気代として請求しており、結果としてアグリが不足インバラを需要家に転嫁できないという不可解な状況となっている。また不足インバラを小売りに支払いをお願いしたところ、拒否をされた実績がある。こちらは改善が必須。	

2021年度(2022年度向け)調整力公募 意見募集に対する回答一覧

東北電力ネットワーク株式会社

番号	調整力公募	要綱・契約書	該当箇所	ご意見・お問合せ	回答
14	電源 I'	その他	逆潮流アグリゲーションおよび発電バランシンググループの設定方法に関する取扱いについて	<p>(原案) b. 部分買取の発電場所のBG 設定について 部分買取となっている発電場所を電源 I' に供出する場合、当該発電場所を調整電源 BG として単独で BG を設定する必要があります(調整電源と非調整電源は別の BG として設定していただきます)。</p> <p>(提案) 単独BG 化を優先的に試みるものの、小売りから協力を得られない(21年度他管区で運用の際、小売りから拒否された)ことが確実に想定される。 小売りから協力を得られない場合に限り、当該ボジ案件はアグリゲーションせず単独札として入札することとし、個別に貴TSO と事前事後にわたる協議で、他案、例えば弊社が21年度他管区で実運用中である方法・地点における供給力も含め全量を単独BG 化する原案ではなく、アグリゲーターが調整力の容量分だけ単独BG 化し、発動時に優先順位を変更することで、供給力と切り分けて運用する方法、などを許容していただきたい。 仮に原案を必須とすると、本日時点貴TSO エリアのみで少なくとも40MW 程度(うち8MW 程度は21年度上記弊社案にて実運用中)の需要家の参加が不可能となる。 また、第16 回ERAB 検討会で弊社も本件、意見陳述させていただき、早稲田林先生等からも下記賛同は得られており、「資料3の逆潮流アグリゲーションの制度設計について、これまで参加してきた需要家が参加できなくなることや、制度設計に貢献してきた企業がメリットを享受できなくなるようなことがないよう、関係者の意見を収集し、制度設計に反映すべきである。また、機器点計量は、今後の電力システムがあらゆるリソースを活用した総力戦となることを踏まえると、重要である。具体的には、今後は大規模な調整力だけではなく、小さな調整力を機器点計量等で活用していく必要がある。そのためには、消費者を含めて、日本全体で対応していく必要がある。」是非とも本件の対応をお願いしたい。 https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/energy_resource/pdf/016_gijiyoshi.pdf さらに、小売りは属地の旧一般電気事業者が大多数を占めており、単独BG 化の依頼を断ることで、実質、属地旧小売りがボジワット需要家を囲い込むこととなる。 (專業アグリゲーターのみならず他エリアの旧一般電気事業者が越境しボジワットリソースを獲得することも阻害される)結果として、需要家の選択肢は旧一般電気事業者の需給調整契約のみとなり健全な競争原理が働かなくなる。 調整力公募において単独BG 化を強いることは事実上旧一般電気事業者が自エリアのボジワットリソースを囲い込むことを意味しているため、先日某エリアで報道されたカルテルと同様の事態を招く恐れがあることを強く懸念。需要家が得られるべき利益を損なうばかりでなく、調整力の適切な調達に反する措置とも捉えることができてしまう。このような観点からも、至急見直されるべきである。</p>	<p>発電設備で参加いただく場合は、託送供給等約款に定めるとおり、原則として単独で調整電源BGを設定していただく必要があります。 電源 I' において、単独BG化に関する小売電気事業者等との協議が整わず応札が困難となる場合には、募集期間中に当社までご相談ください。バランシンググループの設定方法について個別に協議させていただきます。 なお、当社との協議が整わなかった場合(※)、落札者とならない可能性があります。 ※ 募集期間中にご相談の連絡が無い場合、募集期間×切間際の連絡となり協議時間が十分に確保できない場合を含みます。 なお、逆潮流アグリゲーションにつきましては第11回ERAB検討会での整理に基づき、単独BG化が必須となります。 【参考：第11回ERAB検討会】 https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/energy_resource/011.html】</p>
15	電源 I'	要綱	8. (3)b	<p>(原案) 部分買取となっている発電場所を電源 I' に供出する場合、当該発電場所を調整電源 BG として単独で BG を設定する必要があります(調整電源と非調整電源は別の BG として設定していただきます)。</p> <p>(提案) 単独BG 化を優先的に試みるものの、小売りから協力を得られない(21年度他管区で運用の際、該当地点を包括的な非調整BG から切り離すことによるインバラスクなどの理由から、小売りからは拒否された)ことが確実に想定される。 小売りから協力を得られない場合に限り、当該ボジ案件はアグリゲーションせず単独札として入札することとし、個別に貴TSO と事前事後にわたる協議で、他案、例えば弊社が21年度他管区で実運用中である方法・地点における供給力も含め全量を単独BG 化する原案ではなく、アグリゲーターが調整力の容量分だけ単独BG 化し、発動時に優先順位を変更することで、供給力と切り分けて運用する方法、などを許容していただきたい。 仮に原案を必須とすると、本日時点貴TSO エリアのみで少なくとも40MW 程度(うち8MW 程度は21年度上記弊社案にて実運用中)の需要家の参加が不可能となる。 また、第16 回ERAB 検討会で弊社も本件、意見陳述させていただき、早稲田林先生等からも下記賛同は得られており、「資料3の逆潮流アグリゲーションの制度設計について、これまで参加してきた需要家が参加できなくなることや、制度設計に貢献してきた企業がメリットを享受できなくなるようなことがないよう、関係者の意見を収集し、制度設計に反映すべきである。 また、機器点計量は、今後の電力システムがあらゆるリソースを活用した総力戦となることを踏まえると、重要である。具体的には、今後は大規模な調整力だけではなく、小さな調整力を機器点計量等で活用していく必要がある。そのためには、消費者を含めて、日本全体で対応していく必要がある。」是非とも本件の対応をお願いしたい。 https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/energy_resource/pdf/016_gijiyoshi.pdf さらに、小売りは属地の旧一般電気事業者が大多数を占めており、単独BG 化の依頼を断ることで、実質、属地旧小売りがボジワット需要家を囲い込むこととなる。(專業アグリゲーターのみならず他エリアの旧一般電気事業者が越境しボジワットリソースを獲得することも阻害される)結果として、需要家の選択肢は旧一般電気事業者の需給調整契約のみとなり健全な競争原理が働かなくなる。調整力公募において単独BG 化を強いることは事実上旧一般電気事業者が自エリアのボジワットリソースを囲い込むことを意味しているため、先日某エリアで報道されたカルテルと同様の事態を招く恐れがあることを強く懸念。 需要家が得られるべき利益を損なうばかりでなく、調整力の適切な調達に反する措置とも捉えることができてしまう。このような観点からも、至急見直されるべきである。</p>	

2021年度(2022年度向け) 調整力公募 意見募集に対する回答一覧

東北電力ネットワーク株式会社

番号	調整力公募	要綱・契約書	該当箇所	ご意見・お問合せ	回答
16	電源Ⅰ'	契約書	第15条	(原案) (ペナルティ料金) 第15条 ペナルティ料金は、本契約第13条で定める契約電力未達時割戻料金および本契約第14条で定める停止割戻料金を料金算定期間にわたり合計した金額とする。 (提案) 停止割戻申請をし、割戻料金を控除されているにもかかわらず(発動対応できないことは明確)、発動時に未達ペナルティを取ることは、二重取りではないのか?停止割戻料金を払うなら、未達ペナルティを徴収しないか、停止割戻申請自体を削除していただきたい。	募集要綱(案)において停止割戻料金は、契約電力未達割戻料金を適用した日を含めないものとしており、ペナルティの二重取りになることはございません。 電源Ⅰ'は特に供給力が不足する断面で発動される調整力であるため、電源Ⅰ'が厳気象対応調整力提供時間中の停止は原則不可であり、停止かどうかに関わらず、発動対象になり、発動時には契約電力未達時割戻料金の算定対象となります。なお、万一の設備故障等の際にはすみやかにご連絡いただくこととしております。 以上の前提において、指令の有無に関わらず発生する停止割戻料金が存在すると、停止連絡を躊躇うことに繋がるおそれもありますので、停止割戻料金は廃止させていただきます。
17	電源Ⅰ'	要綱	5.(3)	応札後、落札案件確定までに辞退を申し出た場合と、落札後に参加辞退が必要になった場合、どちらも退出に伴うペナルティ等は発生しないでしょうか?	落札後の辞退は、募集量未達による再募集となるおそれもあるため、辞退のないように予め関係者と十分調整のうえ、入札いただくようお願いいたします。 なお、応札者さまの故意・重過失により当社に損害が発生した場合は、その賠償を請求させていただきます。
18	電源Ⅰ'	要綱	8.(4)	1,000kW未満のポジワット需要家をアグリゲーションする場合においても、複数の発電機の集約計量(受電点での計量)を希望する場合については、1,000kW以上の発電設備需要家同様に個別協議という理解でよろしいでしょうか?	募集要綱(8. その他(2)記載の計量単位について)の条件を満たしているかを確認のうえ、個別協議により判断させていただきます。
19	電源Ⅰ'	要綱	3.(4)	「提供期間を通じ、最低入札容量以上を供出できないことを確認できる資料を入札時に提出」とありますが、具体的にどのような資料を求められるのでしょうか?	負荷の変動等により、当該地点のみでは、提供期間を通じ最低入札容量以上を供出できないことを確認できる資料等を提出願います。
20	電源Ⅰ'	要綱	3.(5)	ポジアグリ、ネガポジアグリの場合においても、供給電圧は高圧以上の需要家に限られるという理解でしょうか?(低圧は参加対象外でしょうか?)	アグリゲーションに参加できるポジワットはネガポジアグリの場合も含め高圧以上とさせていただきます。
21	電源Ⅰ'	要綱	4.(6)	「過去、契約電力未達時割戻料金の対象となったことがある応札者には、契約電力を供出できることを証明する追加の資料提出」を求めていると記載されているが、具体的にどのような資料を求められるのでしょうか?	過去に契約電力を供出できなかった原因が既に解消されていること、もしくは解消に向けて対応していること等がわかる資料を提出いただきます。
22	電源Ⅰ'	要綱	3.(8)	「厳気象対応調整力の提供に必要な電氣事業法および関連法令に定める届出等の手続き」とは、アグリゲーターライセンス制度導入に伴う経産省の認証のことと認識しているが、提供開始初期までに手続きが完了した旨を示すエビデンス提出などが必要でしょうか?	提供期間の開始までに、必要な手続きが完了した旨を示していただくことを予定しております。
23	電源Ⅰ'	要綱	5.(2)	同一の送配電事業者へ複数の入札書を提出する場合、入札書に捺印した印章の印鑑証明は原本1部とそれ以外はコピーを使用可能でしょうか?	使用可能といたします。(なお、一部の案件に写しのみを添付する場合は、原本をどの案件に添付したか、応札資料へ補記願います。)
24	電源Ⅰ'	要綱	—	越境入札について、昨年度は募集容量と、越境入札時に考慮される入札金額補正が定義されていましたが、本年度はEUE評価により越境可否が判断されるため、募集容量と入札額補正の概念がなくなったという理解でよろしいでしょうか?	当社ではこれまでご記載いただいたような金額補正は実施しておりません。 また、今回も実施することはありません。
25	電源Ⅰ'	契約書	第17条	kWh単価の登録を需給調整市場システムより実施するという事ですが、電源Ⅰ'調整力公募のみ参加する場合においても、需給調整市場システムのアカウントを取得し、登録のみ活用するという事でしょうか?	需給調整市場に関する契約が締結されていない場合であっても、電源Ⅰ'の申出単価を含め、需給調整市場システムへの登録が必要です。 なお、需給調整市場システムを使用するため、当該システムを利用するために必要となる機材等については、契約希望者の責任と負担において用意していただきます(当該機材等の購入費用や通信設備の施設に係る費用等、需給調整市場システムの利用に係る費用については、すべて契約希望者の負担といたします)。
26	電源Ⅰ'	要綱	8.(1)	TSOより上げ指令にもかかわらず、下げ応動となっていた場合の評価につきまして、以下の理解であっておりますでしょうか? 【kWの考え方】拠点単位で未達コマ数を評価。ある拠点で下げ応動が発生したとした場合、当該拠点の未達コマ数は1となるが、他の拠点への評価へは影響しない。 例:二つの需要家で構成する札があり、ある需要家は1MWの上げ指令に対し、指令通り1MWの上げ応動を行った。一方で、もう一つの需要家は1MWの下げ応動となってしまった。その場合の札としてのkW評価は、(1MW+(-1MW))=0MWとなるのか、(1MW+(0MW)=1MW)となるのかを確認したい目的です)	ご認識のとおりです。

2021年度(2022年度向け) 調整力公募 意見募集に対する回答一覧

東北電力ネットワーク株式会社

番号	調整力公募	要綱・契約書	該当箇所	ご意見・お問合せ	回答
27	電源 I'	要綱	7. (5)	実効性テストとの重複について、実効性テスト対象の電源と調整力公募対象の契約電源等が重複する場合に、同日中に実効性テストと電源 I' 発動指令が起こった際は、重複しない契約電源等のみが電源 I' 発動対象となると記載されていますが、この「契約電源等」とは、アグリゲートする「拠点単位」で整理されるという理解でよろしいでしょうか？ (例えば、10 拠点の負荷設備を1 札としてアグリゲートして公募に参加しているうち、4 拠点が実効性テスト対象の拠点であった場合、実効性テストと電源 I' 発動指令が同日発生した場合は、電源 I' は6 拠点分の契約容量にて発動対応するという意味でよろしいでしょうか？)	ご認識のとおりです。
28	電源 I'	要綱	7. (5)	実効性テストとの重複について、上記解釈の場合、当該発動期間中に未達時刻が発生した場合の「基本料金」は、10 拠点分の契約容量に基づく基本料金ではなく、6 拠点分の契約容量に基づく基本料金にて、6 拠点分の未達コマ数が掛け算されて算定されるという事でしょうか？	基本料金は、10拠点分の契約容量に基づく基本料金にて算定します。 なお、未達時刻戻料金の算定においては、契約電力を「実効性テスト控除指令量」として算定します。
29	電源 I'	要綱	7. (5)	実効性テストとの重複について、上記解釈の場合、発動回数カウントはどのようになるのでしょうか？ (上記の4 拠点はこの1 回については参加対象外ですが、札単位で見た場合には発動1 回分としてカウントされるのでしょうか？)	実効性テストと重複する場合も、札単位でみて、発動回数1回分をカウントします。
30	電源 I'	要綱	7. (5)	実効性テスト発動時のkWh 精算は、容量市場のルールに基づいて実施されるという理解でよろしいでしょうか？ 実効性テスト対象拠点：市場投入(相対取引または時間前市場への入札)によりkWh 報酬を確保。電源 I' 対象拠点：属地TSO よりのkWh 報酬を受領。	ご認識のとおりです。
31	電源 I'	要綱	8. (4)	ポジアグリまたは、同一拠点でネガとポジを合算でアグリゲートする場合について、1 拠点当たりの契約容量が1,000kW 未満であれば、制限なくアグリゲートしてもいいという事でしょうか？	ご認識のとおりです。
32	電源 I'	その他	逆潮流アグリゲーションおよび発電バランスグループの設定方法に関する取扱いについて	調整力公募に参加する発電設備は、単独でバランスグループ(調整電源バランスグループ)を設定することが入札条件という事ですが、「調整電源バランスグループ」として設定するという事であれば、当該BG 設定期間中は実績電力量＝発電計画電力量として扱われるという事ではよろしいでしょうか？	実績電力量＝発電計画電力量として扱う期間は電源 I' の発動があった期間(30分コマ)のみです。
33	電源 I'	要綱	8. (3)	発電設備を入札する場合においては、アグリゲーター自身が調整電源バランスグループを設定し、年間通じて発電計画値の作成・提出が必要なのでしょうか？	必ずしもアグリゲータ自身が調整電源BGを設定していただく必要はありません。既存の発電契約者等と調整いただき、調整電源バランスグループを設定願います。 調整電源バランスグループを設定した発電契約者にて発電計画値の作成・提出を行なっていただきます。
34	電源 I'	要綱	1. (1)	資本関係や人的関係がある会社は、同じTSOに対して応札窓口を一本化する旨、記載がございます。ご質問ですが、応札窓口と約定後の契約や運用、精算が別会社となる方法は認められますでしょうか？ 例1 ・A社とB社は親会社と同じ。 ・A社はエリア①に、B社はエリア②に電源を保有。(①と②は隣接) ・応札窓口はA社に一本化。 →エリア①への応札はA社、落札後、契約や運用、精算はB社が行う方法は認められますでしょうか？ 例2 ・A社とB社は親会社と同じ。 ・A社はエリア①に、B社はエリア②に電源を保有。(①と②は隣接) ・エリア①にA社の札とB社の札を別々に応札し両方も約定。 →エリア①のTSOは、A社とB社、別々に契約を結び、別々に運用・精算を行うことは可能でしょうか？ 質問の背景： 隣接するエリアは全て応札が可能となりました。資本関係を有する各地の会社が隣接するエリア全てに応札する場合、応札エリアにリソースを有していないにも関わらず、日本全国で1社が担います。その1社は膨大な実務を担当することになり、支障をきたす場合がございます。	資本関係等がある会社は、同一TSOへの応札に対し、一本化していただきますが、落札決定以降については、資本関係等がある会社も含め、第三者へ譲渡することは可能です。 例1について、 エリア②への応札をA社に一本化し、落札決定後、B社へ譲渡するものと理解しましたが、この場合、対応可能です。 例2について、 エリア②への応札を資本関係のあるA社、B社が個々に応札することとなるため、この場合は認められません。

2021年度(2022年度向け) 調整力公募 意見募集に対する回答一覧

東北電力ネットワーク株式会社

番号	調整力公募	要綱・契約書	該当箇所	ご意見・お問合せ	回答
35	電源 I'	要綱	3.(4)	<p>制度設計専門会合等において、逆潮流電源をアグリゲートして応札することが認められました。現在の需給状況を鑑みると、酷暑時には活用可能な発電設備は徹底活用するべきである事は明白です。以下の制約は、工場等の発電設備の活用について明らかな障壁となっている事から解決方法について提案致します。</p> <p>電源 I' に参加する電源は「調整電源」として一年間を通じて単独BGで運用することが求められます。単独BG化によりインバラを他の電源と組み合わせることで吸収出来なくなるため、参入の障壁となっています。解決方法として、2点提案致しますのでご検討頂ければ幸いです。</p> <p>提案: ①発動時のみ単独BGで運用 ・発電契約者が一つの電源で調整BGと非調整BGを運用し、発動時には託送優先順位を変更するなどして調整BGで増出力を受け止める。マイナスの実績が出た場合、下げ調整力と不足インバラを切り分けられない課題があるが、不足インバラと整理すれば対応が可能と考えている。(発電契約者は発動が無ければ不足インバラとなるため影響が小さい。) ②非調整電源として運用 ・非調整BGであっても個別の発電計画値は明らかのため、実績と計画値の差を算定することは可能。</p>	<p>発電設備で参加いただく場合は、託送供給等約款に定めるとおり、原則として単独で調整電源BGを設定していただく必要があります。</p> <p>電源 I' において、単独BG化に関する小売電気事業者等との協議が整わず応札が困難となる場合には、募集期間中、早期に当社までご相談ください。バラシンググループの設定方法について個別に協議させていただきます。</p> <p>なお、当社との協議が整わなかった場合(※)、落札者とならない可能性があります。</p> <p>※ 募集期間中にご相談の連絡が無い場合、募集期間中切間際の連絡となり協議時間が十分に確保できない場合を含みます。</p> <p>なお、逆潮流アグリゲーションにつきましては第11回ERAB検討会での整理に基づき、単独BG化が必須となります。</p> <p>【参考:第11回ERAB検討会】 https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/energy_resource/011.html</p>
36	電源 I'	要綱	3.(5)	<p>アグリゲート可能な逆潮流電源の上限容量1,000kWを撤廃して頂くご検討をお願い出来れば幸いです。また、1,000kWで制限する理由を明らかにして頂きたいです。</p>	<p>第14回ERAB検討会にて、ご議論いただいた内容を反映しておりますので、原案のとおりといたします。</p>
37	電源 I'	要綱	3.(2)	<p>工場の夏季休暇が重なる時期(2022年度は8/8~12)を発動対象、およびDRのH4o5の計算対象から外すご検討をお願い出来れば幸いです。この措置により、DRで電源 I' に参加可能な工場が増える事が期待できます。この期間はエリアの需要が下がる為、リスクに対するメリットが大きいと考えます。</p>	<p>お問い合わせの期間の需要は、7月~9月平日(調整力提供期間)ピーク並みとなる場合もありうることから、これまで通り発動対象日とさせていただきます。</p> <p>また、ベースラインの設定方法については、ERABガイドラインにもとづき契約協議において個別協議させていただきます。</p>
38	電源 I'	要綱	4.(3)	<p>電源 I' 発動時は、同時にTSOよりメール連絡を頂き、発動理由の情報提供を頂きたい。発動時は、確認のため、また需要家のご要望に応える為にもTSOへ電話連絡を行っています。メールによる一斉通知により、TSO・アグリゲーター双方の業務効率化に繋がると考えました。</p>	<p>電源 I' 発動指令については、専用線オンラインもしくは、簡易指令システムにて確実かつ効率的に指令を通知・受信できるものと認識しており、メールによる一斉通知等の対応は行っておりません。</p> <p>電源 I' は需給ひっ迫時の対応として発動する調整力であり、発動指令時における発動理由等の提供は致しかねますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
39	電源 I'	要綱	4.(3)	<p>電源 I' には石油火力が相当量参加しています。石油火力はコールドスタートでは3時間で起動できないため、前もって中給より連絡を受けて待機状態としていると想定しています(提供期間の6カ月間、ずっとホットで待機していない)。DRにはそういった情報提供はなく不公平感があります。DRアグリゲーターにも発動を予告する連絡を頂くことは可能でしょうか。それが難しければDRの即応性をご評価頂き加点などご検討頂けませんでしょうか。</p>	<p>第12回ERAB検討会にて、「指令受信後に意図的に当日補正時間帯の需要を増加させ、調整力評価量を増加させる」ことが指摘されており、事前の予告はしないことと整理しております。なお、1時間未満の応動時間でご対応いただける場合は、加点評価がございます。</p>
40	電源 I'	要綱	4.(3) 7.(5)	<p>(原案)ただし、容量市場で落札された発動指令電源の実効性テスト...は除きます。(確認内容)上記の「実効性テスト」について、「電源 I' 酷暑対応調整力契約書および端境期における調整力提供に関する覚書」で定める期間・時間において、実効性テストの計画・実施を可能とするということでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
41	電源 I'	要綱	7.(8)	<p>(原案)※2 調整電力評価量の算出 調整電力量の実績は、電源 I' 酷暑対応調整力契約電力を上限といたします。また、調整電力量の実績が負の場合は、0といたします。(確認内容)上記の「※2 調整電力評価量の算出」について ① 調整電力量の実績が調整電力評価量になる(電源 I' 酷暑対応調整力契約電力が上限、負の場合は0)ということでしょうか。 ② 昨年度における電源 I' 募集要綱では「調整電力評価量の算出 調整電力量<電源 I' 酷暑対応調整力契約電力×0.9の場合は、0」の記載がありましたが、この内容は無くなったという理解で良いでしょうか。</p>	<p>① ご認識の通りですので、未達成率は0~1(0%~100%)となります。 ② 契約電力未達時罰料金の算定方法は第61回制度設計専門会合での議論を受けて変更いたします。なお、電源 I' は特に供給力が不足する断面で発動される調整力であるため、当該変更は供出量が契約電力の90%を下回ることを許容する趣旨ではございませんので、契約電力を確実に供出いただきますようお願いいたします。</p>
42	電源 I'	要綱	7.(8)	<p>【確認】P24 「調整電力評価量」は、昨年募集要綱の「一部供出電力」(代替設備等による供出)も含まれるという理解で良いか。また、含まない場合、昨年度募集要綱と同様に「一部供出電力」を認めていただきたい。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
43	電源 I'	要綱	8.(1)	<p>(原案)調整力ベースライン:当社※1の約款、「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」(R2.6.1資源エネルギー庁改定)における標準ベースラインや発電等計画値等※2を踏まえ、電源 I' 酷暑対応調整力契約の中で、個別に協議しその設定方法を取り決めた上で、当社※1約款における損失率を考慮して算出します。(意見)標準ベースライン(High 4 of 5)について、年末年始(12/29~1/3)は直近5日間から除外していただけないでしょうか。「総平均値の25%未満の場合の該当日」は除外となっているものの、「行政機関の休日に関する法律」により「土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律」に規定する休日、12/29~1/3は行政機関の休日であり、年末年始は社会通念上で実質的な休日になっていると考えます。</p>	<p>ベースラインの協議として、12/29~1/3のうち土日祝日にあたる日でも「High 4 of 5」から除外することは合理的な協議の範囲内と考えております。</p>
44	電源 I'	契約書	第2条3		

2021年度(2022年度向け) 調整力公募 意見募集に対する回答一覧

東北電力ネットワーク株式会社

番号	調整力公募	要綱・契約書	該当箇所	ご意見・お問合せ	回答
45	電源 I'	要綱	8.(1)	(原案)※2 例えば「DR実施日の直近5日間(DR実施当日は含みません。)のうち、DR実施時間帯の平均需要量の多い4日間(High 4 of 5)の需要データ(平日実施の場合はすべて平日のデータとします。)を当日調整したもの」等(確認内容)上記のように、標準ベースラインの計算においてはDR実施当日を除くことになっております。仮に、この標準ベースラインの計算対象期間中に容量市場の実効性テストが実施された場合、実効性テスト実施日は、標準ベースラインの考え方において除外される「DR実施日」になると理解して良いでしょうか。	実効性テストの実施日は、「High 4 of 5」から除外することを基本的に協議することとなると考えております。
46	電源 I'	その他	提出様式入札書	(原案)※2 ……本来の応札(2項に記載する電源 I' 厳気象対応調整力契約電力での応札)の一部のみでの落札についても、…許容いただける契約電力…を記載いただければ、それら内容での落札可否についても、考慮させていただきます。ただし、本項目での記載の有無・内容が、本来の応札(同上)の落札可否に影響するものではありません(確認内容)上記について、募集要綱で定められている「6. 評価の方法および落札者の決定(価格要素評価点・総合評価点の算定等)」に影響を全く与えない、という理解で良いでしょうか。	様式「13 一部切出しが可能な場合の調整契約電力」は、落札案件の決定過程において、仮決定した落札案件が募集容量を超過した場合にのみ参照する、部分落札の可否に関して記載いただく箇所です。部分落札が可能であることをもって、入札案件全体の評価には影響しないことを但書に記載しております。
47	電源 I'	契約書	第2条3	(原案)…調整力ベースラインの算定にあたっては、原則として「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン(資源エネルギー庁策定)」で標準ベースラインとして定められている「High 4 of 5」を使用するものとし、小数点第1位で四捨五入するものとする。(確認内容)上記について、標準ベースラインの計算においては「DR実施日(実効性テスト実施日を含む)」を除外するという理解で良いでしょうか。	ご認識のとおりです。
48	電源 I'	契約書	第7条(8) 第13条3	(原案)発動指令電源と電源 I' で重複する契約電源等があるときに、実効性テストと電源 I' の同時指令をする場合、もしくは実効性テスト指令後に電源 I' 発動を指令する場合は、電源 I' の指令は実効性テストと重複しない契約電源等のみに対する指令として扱います。具体的な指令値としては、…を指令することとし、未達度合い算定式における…を実効性テスト控除指令量に読み替えます。(内容確認)実行性テスト直前に電源 I' 指令があった場合、指令や未達度合い算定式の扱いはどのようになるのでしょうか。	実効性テスト前に電源 I' 発動指令があった場合は、実効性テストは行わないものとします。